

高齢者講習等実施要綱の制定について（例規通達）

平成21年 6 月 1 日

本部（免許）第34号

〔沿革〕 平成22年 6 月本部（免許）第34号、23年 2 月第 6 号、24年 3 月第18号、25年 8 月第34号、29年 3 月第 4 号、令和元年10月第26号、3 年 3 月本部（警務）第19号、4 年 5 月本部（免許）第22号、6 年 8 月本部（会）第49号、8 年 3 月本部（免許）第15号改正

高齢者講習等実施要綱を別添のとおり制定し、平成21年 6 月 1 日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、高齢者講習等実施要綱の制定について（平成14年 5 月31日付け本部（免許）第51号）は、廃止する。

別添

高齢者講習等実施要綱

第 1 趣旨

この要綱は、講習の実施に関する規則（昭和58年新潟県公安委員会規則第 9 号）第 8 条の規定に基づき、高齢者講習、特定任意高齢者講習及び臨時高齢者講習（以下「講習」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

第 2 講習の委託

講習は、次の基準を満たす者に委託して実施できるものとする。

- (1) 高齢者講習指導員（特定任意高齢者講習指導員を含む。第10の 1 及び 4 において同じ。）が 2 人以上置かれていること。
- (2) 講習を行うために必要な建物及びコース、普通自動車、運転適性検査器材その他の設備を有すること。
- (3) 積雪等により実車による指導が困難となるおそれがある者にあつては、運転シミュレーター（四輪車用）を有すること。

第 3 講習の対象者

講習の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者講習及び特定任意高齢者講習

ア 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第101条の 3 第 1 項ただし書に規定する更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者

イ 法第97条の 2 第 1 項第 3 号に規定する特定失効者又は同項第 5 号に規定する特定取消処分者で、法第89条第 1 項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上のもの

- (2) 臨時高齢者講習

法第101条の 7 第 4 項に規定する者

第 4 高齢者講習及び臨時高齢者講習の通知

- 1 高齢者講習対象者に対する通知

- (1) 運転免許証又は免許情報記録（以下「運転免許証等」という。）の有効期間の更

新期間（以下「運転免許証等の更新期間」という。）が満了する日の190日前を目途に、高齢者講習通知書を郵送して行うものとする。

(2) (1)の高齢者講習通知書の様式については、運転免許センター長が別に定める。

2 臨時高齢者講習対象者に対する通知

法第101条の7第5項並びに道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第29条の2の5第2項及び第3項に定めるところにより行う。

3 受託者に対する通知

講習の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対する通知は、次のとおり行うものとする。

(1) 高齢者講習の受講者に関する通知

高齢者講習受講予定者名簿通知書（別記様式第1号）により通知するものとする。

(2) 臨時高齢者講習の受講者に関する通知

臨時高齢者講習受講予定者名簿通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

第5 受講申請の受付

講習の受講申請は、講習実施者において高齢者講習受講申請書（別記様式第3号）、特定任意高齢者講習受講申請書（新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）別記様式第20の3）又は臨時高齢者講習受講申請書（別記様式第4号）により、講習手数料とともに受け付けるものとする。この場合において、講習実施者は、第4の1(1)の高齢者講習通知書又は臨時高齢者講習通知書（府令別記様式第18の7）、運転免許証その他の書類により受講者が本人であることを確認するものとする。

第6 実施基準

講習は、別表及び運転免許センター長が別に定める要領に基づき実施するものとする。

第7 終了証明書の交付

高齢者講習又は臨時高齢者講習を終了した者に対しては高齢者講習終了証明書（府令別記様式第22の10の7）を、特定任意高齢者講習を終了した者に対しては特定任意高齢者講習終了証明書（運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）別記様式第1号）を交付するものとする。

なお、高齢者講習又は特定任意高齢者講習を終了した者に対して高齢者講習終了証明書又は特定任意高齢者講習終了証明書を交付する際には、運転免許申請書（府令別記様式第12）又は運転免許証更新申請書（府令別記様式第18）に高齢者講習終了証明書又は特定任意高齢者講習終了証明書を添付しなければならないことを教示すること。

また、講習を終了した者が高齢者講習終了証明書又は特定任意高齢者講習終了証明書を亡失するなどした際に再交付できるようにしておくこと。

第8 指導監督

運転免許センター長は、受託者に対し講習が適切に行われるよう、必要な指示及び

指導監督を行うものとする。

第9 講習の実施状況の報告

講習実施者は、講習を実施したときは、講習の種別に応じ、高齢者講習実施結果報告書（別記様式第5号）、特定任意高齢者講習実施結果報告書（別記様式第6号）又は臨時高齢者講習実施結果報告書（別記様式第7号）により公安委員会に速やかに報告（運転免許センター長経由）し、その写しの作成、電子データの保存等の方法により、4年間保管しなければならない。

第10 その他

1 受講者への配慮

運転免許センター長は、高齢者講習指導員に、受講者が一般に講習を受講することが不慣れであることを念頭に置いて講習中だけでなく受付時から講習終了時まで、受講者の心情及び体調に配慮した対応に努めさせるものとする。

特に、実車による指導や運転適性検査器材による指導の際には、受講者に試験類似の張り詰めた雰囲気を与え緊張させることのないよう配慮させること。

2 未受講者の更新申請に対する取扱い

高齢者講習又は特定任意高齢者講習の未受講者が運転免許証等の更新期間が満了する日の間に更新申請を申し出た場合においては、高齢者講習又は特定任意高齢者講習の実施日が運転免許証等の更新期間が満了した後であっても、講習手数料を徴収し、高齢者講習又は特定任意高齢者講習を受講させるものとする。

3 特定失効者及び特定取消処分者に対する留意事項

(1) 受講者の年齢は、法第89条第1項の規定により免許申請書を提出した日における年齢で判断されることから、住民票の写し等により確実に確認するものとする。

(2) 高齢者講習及び特定任意高齢者講習の受講は、府令第26条の2の規定により免許申請書を提出した日前1年以内とされていることから、この要件に合致するかどうか高齢者講習終了証明書又は特定任意高齢者講習終了証明書により受講日を確認するものとする。

4 事故防止

運転免許センター長は、受講者の中には、身体機能又は運転技能が低下している者もいることから、講習中の各種事故防止に万全を期すため、高齢者講習指導員に特段の配慮をさせるとともに、受託者に講習に係る事故に備えて対人等の保険に加入させるものとする。

5 講習指導員名簿の備付け

運転免許センター長は、受託者に講習の種別ごとに講習指導員名簿（別記様式第8号）の作成及び備付けをさせるものとする。